

平成30年3月30日
文部科学省
初等中等教育局
教育課程課

学校教育法施行規則の一部を改正する省令案及び
高等学校学習指導要領案に対する意見公募手続
(パブリックコメント)の結果について

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案及び高等学校学習指導要領案」について、平成30年2月14日から平成30年3月15日までの期間、電子メール・郵便・ファックス等を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計2,397件の御意見をいただきました。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(制定される命令等)

- ・ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第13号）
- ・ 高等学校学習指導要領の全部を改正する件（平成30年文部科学省告示第68号）

高等学校学習指導要領等に対する意見公募手続き
(パブリックコメント) に寄せられた御意見等について

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
全般的事項			
1	構成・表現等	教科・科目構成について、細分化しすぎではないか。	中央教育審議会答申では、高等学校の教育課程の在り方について「各学校が、社会で生きていくために必要となる力を共通して身に付ける「共通性の確保」の観点と、一人一人の生徒の進路に応じた多様な可能性を伸ばす「多様性への対応」の観点を軸としつつ、育成を目指す資質・能力を明確にし、それらを教育課程を通じて育てていくことが重要」としています。これを受け、今回の改訂では、「共通性の確保」と「多様性への対応」を軸に、高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成に関して改善を図っています。
2	構成・表現等	教科・科目構成の見直しが大規模であり、生徒や教職員への負担を強いるものではないか。	また、新高等学校学習指導要領は平成31年度から移行期間を設け、平成34年度入学生から順次実施していく予定としており、文部科学省としても新高等学校学習指導要領の周知に努めるなど、円滑な移行に向けて必要な準備を進めてまいります。
3	構成・表現等	前文については、日本語表現が不明瞭であり、存在意義が不明である。	今回の改訂では、新学習指導要領の改訂の理念を明確にし、社会で広く共有されるよう「前文」を置くことにしました。前文では、①教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること、②「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと、③学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実について示しています。文部科学省としては、このような新学習指導要領の理念を広く共有できるよう、周知・徹底に努めます。
4	構成・表現等	「我が国」という記述が多く用いられているが、客観性を持たせるために、「日本」あるいは「自国」と文脈によって使い分けるべき。	学習指導要領は学校教育法に基づき定められる告示であるため、学校教育法で用いられている「我が国」という表現を用いることとし、各教科等の特質に応じて、各国との比較などを強調する場合には、それぞれの文脈にあわせた表現を用いることとしています。
5	構成・表現等	短時間を活用した指導の規定について中学校と表現が異なるが、高等学校における指導にあたっては「単元や題材など内容や時間のまとまりを見通す」ことは中学校同様に必要なため、中学校と表現を合わせるべき	御指摘のとおり、短い時間を活用して特定の各教科・科目等の指導を行う場合には、当該各教科・科目等を担当する教師が単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で行われるよう、規定しました。
6	構成・表現等	他の学校との連携や交流について定められた部分につき、多くの高校生が進学する大学との連携も重要であり、現行学習指導要領と同様に「大学」も連携・交流の対象として加えるべき。	高等学校においては、大学との接続は重要であることから、御指摘のとおり、大学との連携や交流を図ることについて規定しました。
7	学習指導要領の基本的な考え方	各教科・科目の目標を資質・能力の3つの柱に分けて記述し、「何ができるようになるか」を明確化したことは、教科・科目の目標を資質・能力の育成に矮小化するものではないか。	これまでも我が国の学校教育は各教科等の指導を行う中で、知識・技能を確実に定着させるとともに、思考力、判断力、表現力等を育んだり、学習意欲を高めたりしてまいりました。今回の改訂においては、教員団体の年齢構成が大きく変化し若手教員が増える中で、これまでの我が国の学校教育の優れた教育実践の蓄積を可視化して継承することにより、教材の改善や指導の創意工夫を促す観点から、各教科等を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」で整理し、それぞれの教科等や内容においてどのような力を育むのかを改めて明確にいたしました。このように今回の改訂は、これまでの我が国の学校教育の蓄積を継承し、発展させることを目指すものです。

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
8	学習指導要領の基本的な考え方	改訂案は指導内容だけではなく、指導方法や評価方法まで踏み込んだものとなっているため、従来の大綱的基準を示すにとどめるべきである。	<p>新学習指導要領では、生徒の知識の理解の質を高めるための指導の改善や教科書などの教材の創意工夫を後押しするため、各教科等で育成を目指す資質・能力を三つの柱（「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」）で整理し、それぞれの教科等や内容においてどのような力を育むかを明確にしました。</p> <p>しかし、具体的にどのように指導するのかは、まさに教師の創意工夫によるものであり、今回の改訂においても具体的な指導方法を規定していません。なお、これまで、これらの創意工夫を後押しする観点から、例えば、数学科において日常の事象や社会の事象を数理的に捉える、理科において、自然の事物・現象を観察・実験を通じて科学的な概念を使用して探究するといった指導上の工夫を学習指導要領に規定しています。今回、これらを整理して引き続き規定することとしました。</p> <p>また、学習指導要領においては具体的な評価方法についても規定していませんが、文部科学省では各学校で適切な学習評価が実施できるよう、さらに専門的な検討を進めてまいります。</p>
9	学習指導要領の基本的な考え方	「学びに向かう力、人間性等」についてどのように測るのか疑問である。	<p>平成28年12月の中央教育審議会答申においては、資質・能力の柱である「学びに向かう力・人間性等」については、「感性や思いやりなど幅広いものが含まれるが、これらは観点別学習状況の評価になじむものではない」ため、学習評価に関しては、「①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることに留意する」とこととされています。</p> <p>文部科学省においては、こうした考え方を踏まえて、各学校で適切な学習評価が実施できるよう、さらに専門的な検討を深めてまいります。</p>
10	学習指導要領の基本的な考え方	教師が学習指導要領の内容をきちんと学ぶことができるよう、学習指導要領の記述量をできるだけ抑えるべき。	<p>今回の改訂では、子供たちの知識の理解の質を高めるための指導の改善や教科書などの教材の工夫を後押しするため、各教科等で育成を目指す資質・能力を三つの柱（「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」）で整理し、それぞれの教科や内容においてどのような力を育むかを明確にしました。また、外国語科において、5つの領域別の目標を新たに示すなどの見直しを行ったことや、国語科や地理歴史科、公民科など、科目の構成や内容の大幅な見直しを行った教科については、新設科目の趣旨や内容を関係者間で共有し指導の創意工夫を促す観点から必要に応じて記述を充実しました。</p> <p>文部科学省としては、新学習指導要領の理念を広く学校現場と共有できるよう、周知・徹底に努めてまいります。</p>
11	学習指導要領の基本的な考え方	社会がめまぐるしく変化中、学習指導要領の改正が約10年に1度では遅いのではないか。また、今回の改訂案の全面実施が平成34年4月からというのは遅いのではないか。	<p>学校における教育課程については、①即時に対応可能な改善に時宜を逃さず取り組んでいくことと、②長期的な周期での抜本的改善の双方が必要と考えています。</p> <p>学習指導要領の改訂は、これまで概ね10年ごとに行われていますが、中央教育審議会の教育課程部会は不断に教育課程を見直しており、これまで例えば、小・中・高等学校等の学習指導要領の一部改訂（平成15年）や小中学校における特別の教科「道徳」の新設（平成27年）といった改正に取り組んでいます。</p> <p>他方、学習指導要領の改訂に伴う全面実施までには、改訂に合わせた適切な教科書の編集・検定・採択・供給の手続きに一定の期間を要することに加え、特に新学習指導要領に基づく小・中学校の教育課程の改善を受け止める高等学校の全面実施には一定の時間を必要とします。しかしながら、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントなど、新学習指導要領の理念に基づく教育課程の編成・実施については、現行の学習内容に速やかに取り入れていただくことも重要と考えており、小・中学校においては、移行措置により、新学習指導要領の全面実施を待たずしてこれらの規定を適用することとしたところです。高等学校においても、同様の対応を検討しており、今後とも、社会の変化に適切に対応しつつ、次代を切り拓く力が子供たちに身に付くよう改善に努めてまいります。</p>

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
12	学習指導要領の基本的な考え方	カリキュラム・マネジメントの強調は、教育委員会や校長の意向を反映するトップダウンが危惧され、実態に応じた豊かなカリキュラムの編成に縛りをかける力を持つものになりうるものではないか。	各学校の教育課程は、校長の方針の下に、校務分掌等の運営組織を活かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて、相互に連携しながら教育課程に関する研究を重ね、創意工夫を加えて編成や改善を図っていくことが重要です。また、学校は地域社会における重要な役割を担い地域とともに発展していく存在であり、学校と地域の連携・協働を更に広げ、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待されています。 このようにカリキュラム・マネジメントとは、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくものです。文部科学省としては、その趣旨の周知に丁寧に努めてまいります。
13	学習指導要領の基本的な考え方	標準授業時数は学校の実態に応じて弾力化すべきであり、標準単位数も実態に応じた弾力化が可能であることを明記すべき。	現行の高等学校学習指導要領では、各学科に共通する各教科・科目等の標準単位数を定め、各学校において、生徒の実態等を考慮し、標準単位数の限度を超えて単位数を増加して配当したり、単位数の一部（標準単位数が2単位であるものを除く）を減じたりすることができるようにしています。このように、高等学校学習指導要領では、生徒の実態や学科の特色に応じた教育課程の編成を可能としており、このことは今回の改訂についても同様となっています。
14	主体的・対話的で深い学びの実現	全ての科目で「主体的・対話的で深い学び」が明記されたことは評価できる。	高等学校の生徒に対して、社会で求められる資質・能力を確実に育むことにより、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に強く求められています。そのため、今回の改訂では、授業の中で、例えば、子供たちの主体性を引き出す場面、対話を通して考えを深める場面、教科の本質にじっくりと迫る深い学びを実現する場面などを作り出すような、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図ることを目指しています。
15	主体的・対話的で深い学びの実現	資質・能力ベースの教育を進めるためにも、主体的・対話的で深い学びの重要性や必要性についての記述をより充実させるべき。	そのため、新高等学校学習指導要領では、中央教育審議会答申を踏まえ、総則において「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」について規定するとともに、各教科等においても、それぞれの特質に応じて指導上の工夫について整理して規定しています。 文部科学省としては、こうした「主体的・対話的で深い学び」の趣旨について丁寧に周知に努めるとともに、全国の様々な優れた実践例の収集・共有等に積極的に取り組んでまいります。
16	特別支援教育関係	通級による指導については、通常の学級での学習に概ね参加することが前提であり、障害のある生徒を特別な場所に追いやることを意図したものではないことや、生徒の自尊感情や心理的な抵抗感に配慮することなどを記述すべき。	通級による指導の対象となる生徒の判断手続き等については、高等学校における通級指導を制度化した際の通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（平成28年12月9日文部科学省初等中等教育局長通知）等において、通級による指導が、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を受ける指導形態であることや、生徒の障害の判断にあたっては、教職員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うことなどを示しています。今後とも、通級による指導の趣旨等について丁寧に周知・説明してまいります。
17	特別支援教育関係	通級による指導が新たに導入されるが、現在の高校では十分な指導を行う環境も人的余裕もないため、十分な環境整備が必要である。	各自治体において公立の高等学校等の指導体制を整備するために必要な教職員定数について、平成30年度から、公立高等学校における障害に応じた特別の指導（通級による指導）のための加配定数を改善（113人）することとしています。 また、発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業を行っているほか、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所において高等学校等における通級による指導に関する研修を行っています。 今後とも、高等学校等における通級による指導に関し、十分な環境整備を行ってまいります。
18	道徳教育関係	高校における道徳教育が本格化され、特定の価値観を教育に押しつけるものとなっているため、道徳教育については改訂案から削除すべき。	高等学校における道徳教育は、今回の改訂においても、現行高等学校学習指導要領と同様、人間としての在り方生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこととしており、生徒が人間としての在り方生き方を主体的に探究し豊かな自己形成ができるよう指導を行うこととしています。
19	道徳教育関係	第7款において道徳教育としてまとめた項目を設け、高校教育の中に位置づけられたことは評価できる。	この道徳教育においては、教師の一方的な押し付けにならないよう留意し、人間としての在り方生き方について生徒が自ら考え、自覚を深めて自己実現に資するように指導の計画や方法を工夫することが重要と考えており、特定の価値観を押し付けるものではありません。

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
20	道徳教育関係	道徳教育は「人間としての在り方生き方に関する教育」と位置付けていることから、「日本人の育成に資する」ではなく「人間の育成に資する」と修正すべき。	今回の改訂では、歴史的・文化的に育まれてきた日本人としての自覚をもって文化の継承、発展、創造を図り、民主的な社会の発展に貢献するとともに、国際的視野に立って世界の平和と人類の発展に寄与し、世界の人々から信頼される人間の育成を目指すという観点から、特に日本人と示しています。
21	道徳教育関係	道徳教育に関して、小・中学校と同様の「考え、議論する」側面の記述が不十分であり、より充実させるべき。道徳教育にもアクティブラーニングの要素が必要である。	高等学校においては道徳科を設けておらず、道徳科を要として道徳教育を行う小・中学校とは異なり、各教科等の特性に応じて、学校教育全体を通じて行うこととしています。今回の改訂においては、学習指導要領第1章第3款の1において、各教科等の指導に当たっては、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこととしており、高等学校における道徳教育においても、「考え、議論する道徳」の趣旨を含め充実を図っています。
22	条件整備・業務改善	「主体的・対話的で深い学び」を目指す授業改善の方向性は評価できるが、現行に比べ、学習指導要領全体の記載内容も増加しており、教員の働き方改革が議論されている中で、十分な環境整備が必要である。	文部科学省としては、新学習指導要領の趣旨の周知に努めるとともに、これに基づく教科書の改善の促進、「主体的・対話的で深い学び」視点からの授業改善にかかわる全国の優れた実践例の収集・共有、学校図書館の充実や学校施設・設備、ICT環境の整備など、新学習指導要領の理念の実現に向けて、教材や教育環境の整備・充実に積極的に取り組んでまいります。
23	現代的な諸課題等	知財教育に関する記載をより充実させるべき。	グローバル化や情報化の進展する社会の中において、新たな価値の創造につながる知的財産に関する資質・能力の育成は重要であるため、今回の改訂では、各教科等において新たな発見や科学的な思考力の源泉となる創造性を育むとともに、知的財産について、その保護のみならず活用も含んだ意義の理解等に向けた教育の改善・充実を図るなど、知的財産に関する資質・能力を育成することとしています。例えば、高等学校の芸術科（音楽）において「自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図る」ことや「こうした態度の形成が音楽文化の継承・発展・創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する」こと、情報科において「知的財産や個人情報の保護と活用をはじめ、科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図る」ことなど、充実を図っています。
24	現代的な諸課題等	性的マイノリティに関する理解を深め、差別・偏見を克服することを追加すべき。	「性的マイノリティ」については、今回の改訂においては、保護者や国民の理解、教員の適切な指導の確保、個々の生徒の発達の段階に応じた指導などを考慮し、各教科等の指導内容としては盛り込まれておりませんが、「総則」において、新たに「生徒の発達を支える指導の充実」に関する項目を設け、「個々の生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行う」ことを示しています。また、文部科学省としては、平成27年4月30日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」という通知を发出しており、この通知等を踏まえ、各学校において個々の生徒の実態等に応じたきめ細かな対応が行われるように指導してまいります。
各教科・科目等			
25	国語	大学に入学する前に、論理を展開する力を育成する機会が少ないと感じている。国語や外国語において、小論文など、論理立てて書く力の育成が必要である。	御指摘のように、論理的な文章を書くことに関する資質・能力の育成を目指すことは重要であるとと考えています。このため、今回の改訂において、 ・国語科では、論理的な文章を的確に読み効果的に書くことができるよう、「現代の国語」や「論理国語」において、文や文章の効果的な組立て方や接続の仕方、効果的な段落の構造や論の形式などを指導することを明示しています。また、言語活動例においても、自分の考えを短い論文にまとめる活動などを例示しています。 ・外国語では、例えば、「論理・表現Ⅲ」の1の(3)のイにおいて「意見や主張などを、読み手を説得できるよう、論理の構成や展開を工夫して複数の段落から成る文章で詳しく書いて伝えることができるようにする」ことを目標として掲げるなどとしています。

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
26	国語	今回の改訂では、「実社会」や「実用性」が強調されているが、小説を読んで心情を理解することや、日本語の起源につながる古典の学習などが軽視されないようにしていただきたい。	今回の改訂では、実社会において必要となる国語の資質・能力を育成するため、「現代の国語」（共通必修修科目）、「論理国語」、「国語表現」を新設するとともに、 ・古典も含む我が国の言語文化への理解を深める科目として「言語文化」（共通必修修科目）を、 ・深く共感したり豊かに想像したりして、書いたり読んだりする力の育成を重視した科目として「文学国語」を、 ・我が国の伝統的な言語文化への理解を深める科目として「古典探究」をそれぞれ新設しました。
27	地理歴史	教科目標の「日本国民としての自覚、我が国の国土や歴史への愛情、（中略）を深める」という部分については、観念的であり、客観的な立場で社会的な見方・考え方を働かせて学ぶという目標からかけ離れているため、削除すべき。	御指摘の箇所は、教科目標の一つである(3)に関するものであり、「日本国民としての自覚、我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める」に当たっては、「多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される」という前提が明記されており、これらの考察や理解に当たっては、社会的な見方・考え方を働かせて課題を追究したり解決したりする活動を通して学ぶことが必要であることも目標に示されていることから、妥当なものと考えています。こうした教科目標全体の構造については、今後も各種機会を通じて周知してまいります。
28	地理歴史	「地理総合」の内容の取扱いの(1)ウ、(2)アには、「作業的で具体的な学習」との記載があるが、地理歴史科の第3款の2(2)には、「作業的で具体的な体験を伴う学習の充実」とある。記載を揃えるべきではないか。	該当箇所については、体験を伴う学習を重視すべきことを示す文脈で用いられていることから、御指摘のとおり「作業的で具体的な体験を伴う学習」と修正しました。
29	地理歴史	「地理総合」の内容の取扱いの(1)エ「学習過程では歴史的背景を踏まえて」について、何の歴史的背景なのか、この修飾語がどこに係るのかわからない。	御指摘の点については、「内容の取扱い」を示した規定であり、ここには明記していませんが、「歴史的背景」は取り扱う内容に係るものです。しかしながら、御指摘のとおり、改訂案の記述では「歴史的背景」の対象が直接示されていないため、「学習過程では取り扱う内容の歴史的背景を踏まえることとし、」と修正しました。
30	地理歴史	地理科目の内容の取り扱いにおいて「わが国の海洋国家としての特色と海洋の果たす役割を取り上げる」との記述が盛り込まれたことについては将来を担う若者に海洋の果たす役割についての理解を深めてもらう有意義な機会になると考えられ評価できる。	御指摘については、「地理総合」において、「国内の物流や人の往来、それを支える陸運や海運などの現状や動向…に関する諸事象を、様々な主題図などを基に取り上げ」る旨を新たに規定しました。 また、「地理探究」において、「交通・通信、観光」という中項目を新たに設定し、「交通・通信網と物流や人の移動に関する運輸、観光などに関わる諸事象を基に…（それらに）関わる問題の現状や要因、解決に向けた取組などについて理解すること」と規定するとともに、「道路や線路、港湾、空港、通信施設などの施設とともに、自動車や鉄道、船舶や航空機といった交通機関や通信手段を介した貿易…などの結び付きなどに関わる諸事象を取り扱うこと」と明記しています。
31	地理歴史	海事・海運産業の役割や重要性を明記し、海事・海運人材の確保に資するようにすべき。	
32	地理歴史	必修科目である「歴史総合」を設けたことは評価できる。	
33	地理歴史	「歴史総合」という科目を設けて広く浅く学ぶのではなく、現行の科目構成の方が良い。	「歴史総合」は、近現代の世界と其中的の日本を相互的に捉え、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を考察し、近代化、国際秩序の変化や大衆化、グローバル化などの三つの大きな変化に着目し、単元を見通した問いを立て、資料を活用しながら歴史の学び方を習得する科目を設けるべき、との中央教育審議会答申を踏まえて新設したものであり、御指摘のように広く浅く学ぶというものではありません。こうした本科目の性格については、今後も各種機会を通じて周知してまいります。

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
34	地理歴史	「日本史探究」と「世界史探究」について、日本史と世界史を分けることは必要なく、「歴史探究」で十分ではないか。	「歴史総合」は、世界と日本が密接に関わり、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を考察することから、世界との中の日本を相互的に捉えて学ぶ科目として設置していますが、世界が一体化に向かう近現代の時期より前に当たる近世以前については、日本史、世界史それぞれの観点からの学習や通史としての学習が必要であることから、世界史と日本史をそれぞれ分けて探究する科目を選択履修科目として別に設けました。
35	地理歴史	いわゆる領土教育として、竹島、尖閣諸島、北方領土を盛り込む今回の改訂案に賛成。	中央教育審議会答申においては「現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解」する力の育成について提言がなされており、今回の改訂では、中央教育審議会答申を踏まえ、地理歴史科、公民科において、竹島、北方領土、尖閣諸島が我が国固有の領土である旨の記載をしたところ です。
36	地理歴史	領土に関して、日本政府の主張を一方向的に教授するようなことは不適切である。	我が国の将来を担う子供たちが、自国の領土について正しく理解することは重要であり、我が国が正当に主張している立場を正しく理解することは主権国家における公教育においては当然のことと考えています。
37	地理歴史	「尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在しない」ことは正しく、国としてきちんと教育すべきである。	今回の改訂では、高等学校地理歴史科の「地理総合」等において、「尖閣諸島については我が国の固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと」と規定しました。
38	地理歴史	「我が国の固有の領土」と記述することは科学的でない。「固有の」を削除し、「日本の領土」とした方がよい。	竹島や北方領土、尖閣諸島についてはいずれも歴史的にも国際法上も、一度も他国の領土になったことがないという意味で我が国の「固有の領土」であることから、今回の改訂において、その旨を明確に規定することとしました。
39	地理歴史	「日本史探究」において「中学校までの学習や『歴史総合』の学習との連続性に留意して諸事象を取り上げることにより、生徒が興味・関心をもって我が国の歴史の展開を学習できるよう工夫すること」と規定が設けられたことは評価できる。	今回の改訂における歴史用語の扱いについては、生徒が親しみのある具体的な歴史事象に触れ、興味関心をもって学ぶことが重要と考えており、生徒が歴史を豊かに学べるよう、歴史用語を削減するような規定は設けていません。他方、特定の見解だけを取り上げるなど、偏った指導にならないよう関連の規定を設けました。
40	地理歴史	歴史科目において、過度の記憶偏重学習を改善するため、用語削減の方向性を示すべき。	
41	地理歴史	「世界史探究」の2のBにおいて、「唐と周辺諸国」という表現は、中央ユーラシアの諸地域を唐の周辺として位置付けてしまい、その独自の歴史が見えにくくなるのではないか。	「周辺」という言葉は、基本的に空間的・地理的な意味で用いていますが、中国の王朝名と並べて「周辺」を用いると東アジアと中央ユーラシアの関係性が、中心と周辺の関係性の中で捉えられる恐れがあることから、御指摘を踏まえ「唐と近隣諸国」と修正しました。
42	地理歴史	「世界史探究」の2のBにおいて、「南アジアと東南アジア…と周辺諸地域」という記述は、漠然としすぎているため明確にすべきではないか。	御指摘については、「南アジアと周辺諸地域との関係」と「東南アジアと周辺諸地域との関係」とをそれぞれ考察することとしていましたが、この時期の変化として取り上げる主な内容は、東南アジアと周辺諸地域との関係にあり、そこに南アジアも含まれることから、御指摘を踏まえ「東南アジアと周辺諸地域との関係」と修正しました。

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
43	地理歴史	地理歴史科の「世界史探究」の2のEの(2)「経済のグローバル化と格差の是正」について、ア(ア)に「…世界経済のグローバル化などを基に、」とあるが、「世界」経済の「グローバル化」は意味が重複していて分かりにくい上に「(2)経済のグローバル化と…」と文言が統一されていないため、混乱を招くのではないか。	御指摘の箇所については、世界の経済がグローバル化する動きを歴史的に取り上げることを意図して「世界経済」という表現を用いておりましたが、御指摘のとおり「世界」と「グローバル」が重複していると解される恐れがあること、項目名と指導事項の表記が不統一であることから、2のEの(2)の項目名に合わせて、ア(ア)「…経済のグローバル化などを基に」と修正しました。
44	地理歴史	第3款の2(3)の表現は、歴史にある様々な資料の解釈を全て取り扱わなければならないように解釈できてしまうため、注釈や補足を行うべき。	御指摘の点については、「生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示する」、「生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることをしないよう留意する」ことを明記しているものであり、全て取り扱うことを求めるものではありません。このことについて、解説などで丁寧に説明します。
45	公民	教科目標の「自国を愛し」などは科学的ではなく、目標として記述すべきではない。	今回の改訂においては、育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に整理しており、御指摘の公民の目標における「国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図る」ことや地理歴史の目標における「我が国の国土や歴史に対する愛情…を深める」ことなどについては、小・中・高等学校の一貫性の観点から「学びに向かう力、人間性等」に関わる目標の一つとして位置付けているところです。こうした教科目標全体の構造について、今後も各種機会を通じて周知してまいります。
46	公民	「公共」において、教師の負担を少なくするとともに、学習の内容を掘り下げることができるため、弁護士等の専門家を積極的に教育に携わらせるべき。	「公共」において、「この科目の内容の特質に応じ、学習のねらいを明確にした上でそれぞれ関係する専門家や関係諸機関などとの連携・協働を積極的に図り、社会との関わりを意識した主題を追究したり解決したりする活動の充実を図るようにすること」と新たに規定しており、御指摘の点は踏まえられているものと考えます。
47	公民	市場の持つ機能や公正さの理解を学ぶことができるよう、経済分野の記述をより具体的にすべき。	「公共」において、「公正かつ自由な経済活動を行うことを通じて資源の効率的な配分が図られること、市場経済システムを機能させたり国民福祉の向上に寄与したりする役割を政府などが担っていること及びより活発な経済活動と個人の尊重を共に成り立たせることが必要であることについて理解すること」と規定した上で、内容の取扱いにおいて例えば、「産業構造の変化やその中での起業についての理解を深めること」、「我が国の財政の現状や少子高齢社会など…を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて扱うこと」、「金融とは経済主体間の資金の融通であること」、「金融を通じた経済活動の活性化についても触れること」など、具体的に示しており、御指摘の点は踏まえられているものと考えています。
48	公民	「公共」の「A公共の扉」の「公共的な空間」が何を意味するかが理解しがたい。	「公共的な空間」とは、地理的な空間の広がりという意味するものではなく、地域社会あるいは国家・社会などにおける人間と人間とのつながりや関わり並びにそれによって形成される社会システムそのものの両者を合わせ表した場を意味するものと考えており、このことについて、解説などで丁寧に説明します。
49	公民	公民科において体系的な憲法教育が後退しており、日本国憲法について、その理念の実現に向けた学習が深められるよう記述すべき。	御指摘の点については、高等学校卒業までに身に付けることが求められる資質・能力を小・中・高等学校の各学校段階において体系的に育成するという観点から、小学校及び中学校で日本国憲法に関して習得した知識などを基盤に、さらに高等学校での必修科目とすることを予定している「公共」において「指導のねらいを明確にした上で、日本国憲法との関わりに留意して指導すること」と規定しており、御指摘の点は踏まえられているものと考えています。
50	公民	公民科において、宗教的多元性・多様性に関する記述など、宗教について十分な配慮をもって授業できるようにすべき。	必修科目である「公共」においては、内容のBについての取扱いとして、「文化や宗教の多様性についても触れ、自他の文化などを尊重する相互理解と寛容の態度を養うことができるよう留意して指導すること」としています。また、公民科の各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いにおいて、「内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行うよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする」と規定しています。

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
51	公民	公民科と道徳教育の関連につき、道徳教育は意欲や態度を養うものであり、公民科の趣旨にはそぐわないため、公民科においてはきちんと知識・理解や思考力・判断力・表現力等を養うべきである。	高等学校における道徳教育は、従来より、人間としての在り方生き方に関する教育を行うことを通じて充実を図ることとしていますが、今回の改訂による公民科の目標では、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等に関するもののほか、「多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、人間としての在り方生き方についての自覚」等を深めることを掲げています。 これは、例えば、先人の取組や知恵などに触れ選択・判断の手掛かりとなる考え方について理解すること、こうした考え方を活用し、人間としての在り方生き方を多面的・多角的に考察し、表現することなど、知識及び技能、思考力、判断力、表現力等を身に付けることを通じて、人間としての在り方生き方についての自覚等を深めるというものであり、このように、公民科は高等学校における道徳教育のねらいに合致しています。
52	数学	数学Aの「数学と人間の活動」及び数学Bの「数学と社会生活」について、適宜選択させることとなっているが、生徒の数学への興味関心を高めるためにも必修とすべき。	御指摘の数学Aの「(3)数学と人間の活動」と数学Bの「(3)数学と社会生活」は、数学Cの「(3)数学的な表現の工夫」とともに、現行学習指導要領の数学活用の内容を取り入れたものであり、生徒の特性や進路、学校の状況等に応じていくつかの内容の中から適宜選択して履修する科目とすることで、数学への関心を高めるようにしています。さらに、今回の改訂では、必修科目の数学Iのほか、数学II及び数学IIIにおいても課題学習を設けることにより、数学のよさを認識させ学習意欲を高めるようにしています。
53	数学	整数論は現代の教育及び将来の社会においても極めて重要な分野であり、現行の数学Aの「整数の性質」を削除すべきではない。	現行学習指導要領の数学Aの「整数の性質」の内容については、改訂案の数学Iの「(1)数と式」、数学Aの「(3)数学と人間の活動」の中に含まれています。
54	数学	数学科において、物理との関わりも踏まえ、ベクトルは高校2年生以前で学ぶようにすべき。	数学Cで学習するベクトルは、ベクトルやその内積の基本的性質などを用いて、主として平面図形や空間図形の性質を見いだしたり考察したりするものであり、代数的な性質や図形的な性質を中心に学習する内容となっております。 一方、理科の物理で扱うこととしているベクトルは、それが大きさと向きをもつ量として学習するものであり、物体の運動を表す速度、運動量をベクトルで表すことにより、それらの合成や分解などに関する内容の学習に用いるものです。実際には、物理で扱うベクトルについては、中学校の理科における「力のつり合いと合成・分解」に関する学習内容と高等学校の数学Iにおける「図形と計量」に関する学習内容等を基に理解することができる内容となっております。 したがって、必ずしも数学Cでベクトルを学習した後に、理科の物理の物体の運動に関する内容を学習する必要があるとは考えておりませんが、各科目の履修に当たっては、その相互の関連を図ることが重要であると考えております。 なお、学習指導要領において、数学Bと数学Cの履修の順序は規定しておりませんので、生徒の特性や進路、学校の状況等に応じて、数学Cを第2学年において開設することも可能となっております。
55	理科	科学と日常生活の結びつきを意識し、観察実験の機会を増やそうとしているところはとても良い。	今回の改訂では、理科の教科目標において、「観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養う」と規定しており、各科目もこれに合わせた規定を設け、これまで以上に観察、実験を重視しています。各学校においても、見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動が充実するよう、趣旨の周知に努めてまいります。
56	理科	化学において、実験、観察を通して学習指導要領の内容を指導することを促すため、「実験など」の「など」は削除すべき。	

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
57	理科	地学分野の充実を図るため、理科の必修科目に関する規定を「『科学と人間生活』、『物理基礎』、『化学基礎』、『生物基礎』及び『地学基礎』のうちから2科目（うち1科目は『科学と人間生活』とする）又は『物理基礎』、『化学基礎』、『生物基礎』及び『地学基礎』の4科目」とすべき。	現行の高等学校学習指導要領の理科では、物理、化学、生物、地学のうち3領域以上を学び、基礎的な科学的素養を幅広く養い、科学に対する関心をもち続ける態度を育てることを目指しています。また、中央教育審議会答申において、高等学校の教育課程の在り方については、「共通性の確保」の観点と「多様性への対応」の観点を踏まえることとされており、特に、高等学校理科における「理科課題研究」以外の科目については、現行どおりとすることが適当である旨の提言がなされているため、答申を踏まえ、現行どおり、「科学と人間生活」「物理基礎」「化学基礎」「生物基礎」及び「地学基礎」のうちから3科目を選択して必修修とすることとしています。
58	理科	動物の解剖、その他動物を用いた実験が行われないう、解剖等を禁止する旨の記述を追加すべき。	生物基礎及び生物においては、育成を目指す資質・能力の1つに「生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う」ことを掲げるとともに、「第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」2(2)においても「生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度の育成を図ること」と規定しており、引き続き、生命を尊重する態度の育成に努めていきます。 なお、動物の解剖については、生徒が生物や生物現象を学ぶ際に、その理解を促す観点から意義あるものであり、生命尊重の観点を十分に踏まえて、各学校の判断で適宜取り扱われることが必要であると考えています。
59	理科	「放射性同位体」と「放射性同位元素」の語句を統一すべき。	御指摘の点については、「放射性同位体」及び「放射性同位元素」が同趣旨の語句として、「放射性同位体」と統一するように修正しました。
60	保健体育	水泳における飛び込みの指導について、「段階的に」という曖昧な文言では、各教師の認識に任されてしまい、安全な指導を行うことができない。より具体的に記述すべき。	より安全に水泳の授業を実施する観点から、全学年原則として「水中からのスタート」とし、その上で、入学年次の次の年次以降については、プールの状態、指導者の指導力など安全が十分に確保されている場合に限り、生徒の技能の程度等の実態に応じて、飛び込みによるスタートを含めた段階的な指導を行うことができるとしました。なお、安全を確保した段階的な指導については、解説で具体的な例の記載を検討します。また、各種研修会等を通じ、安全な指導の徹底を図っていきます。
61	保健体育	武道に関して、「銃剣道」が明記されたことは望ましい。	今回の改訂では、学校や地域の実態に応じて、種目が選択できるよう武道の内容の弾力化を一層図るため、中学校学習指導要領同様、武道9種目を様々な武道の例として明示しました。
62	保健体育	保健において精神疾患の予防、早期対応に関する教育が取り上げられたことは評価できる。教師の知識向上などの環境整備を進めるべき。	今回の改訂では、精神疾患の予防と回復を新たに内容に示しました。新しく示された内容について、各種研修会等を通じ、教師の資質向上を図っていきます。
63	保健体育	がん教育に当たっては医師やがん経験者等の外部講師を活用することが重要であることを解説に明記すべき。	中学校の学習指導要領解説では、指導方法の工夫として保健・医療機関等の参画の推進について記載されており、高等学校においても中学校との接続を踏まえ、解説の記載内容を検討します。

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
64	芸術	美術Ⅲ、工芸Ⅲの技能に関しては、より技能の指導事項であることを明確にするために、「表現方法を追求し」（美術Ⅲ）、「制作方法を追求し」（工芸Ⅲ）と記載した方がよい。また、工芸Ⅲの目標(1)については、工芸Ⅱと同様に制作方法を創意工夫するだけにとどまらず、創意工夫を積み重ねていくという趣旨がより明確になるように、工芸ⅡとⅢの言葉を使い分けて示すべき。	美術Ⅲ及び工芸Ⅲの技能に関する学習内容については、現行の学習指導要領から大きな変更はないため、現行の「表現を追求すること」、「制作を追求すること」という記述を受け継ぎ、改訂案では「表現の追求」、「制作の追求」としていましたが、技能の指導事項であることをより明確に示すため、美術Ⅲの目標の(1)、内容の各分野のイ(ア)、工芸Ⅲの内容の各分野のイ(ア)の「表現」「制作」については、それぞれ「表現方法」「制作方法」に修正しました。 工芸Ⅲの目標(1)については、「制作方法の創意工夫を積み重ねて、より一人一人の生徒が独自性を生かして自分らしさをよりよく発揮できるようにする」という趣旨が明確になるよう、「制作方法を創意工夫し」から「制作方法を追求し」に修正しました。
65 【再掲】	外国語	大学に入学する前に、論理を展開する力を育成する機会が少ないと感じている。国語や外国語において、小論文など、論理立てて書く力の育成が必要である。(再掲)	御指摘のように、論理的な文章を書くことに関する資質・能力の育成を目指すことは重要であると考えています。このため、今回の改訂において、 ・国語科では、論理的な文章を的確に読み効果的に書くことができるよう、「現代の国語」や「論理国語」において、文や文章の効果的な組立て方や接続の仕方、効果的な段落の構造や論の形式などを指導することを明示しています。また、言語活動例においても、自分の考えを短い論文にまとめる活動などを例示しています。 ・外国語では、例えば、「論理・表現Ⅲ」の1の(3)のイにおいて「意見や主張などを、読み手を説得できるよう、論理の構成や展開を工夫して複数の段落から成る文章で詳しく書いて伝えることができるようにする」ことを目標として掲げるなどしています。
66	外国語	社会に近い高等学校だからこそ、特に外国語教育においては、社会のグローバル化や、グローバルな視点を示していく必要があるのではないかと。	御指摘を踏まえ、広い視野から国際理解を深め、国際社会と向き合うことが求められている我が国の一員としての自覚を高めるのに役立つことが求められることの背景として、外国語科第3款の3の(2)の(ウ)及び英語科第3款の3の(2)の(ウ)において、「社会がグローバル化するなかで、」という文言を追記しました。
67	外国語	現行学習指導要領と同様、教材については「人間、社会、自然などについての考えを深めるのに役立つこと。」に留意すべきことを記載した方がよいのではないかと。	御指摘のように、現行の学習指導要領において、教材における題材の選択に当たっては、人間、社会、自然などについての考えを深めるのに役立つことを踏まえることも大切であるとされていることを踏まえ、高等学校段階にふさわしい観点として、外国語科第3款の3の(2)及び英語科第3款の3の(2)において「(エ) 人間、社会、自然などについての考えを深めるのに役立つこと。」を追記しました。
68	家庭	家庭基礎は、中学校との学習の継続や系統性、また消費者や環境、経済など高校生としての生活実践に関わる内容であることから、第一学年で履修されることが望ましく、第3款でその旨を明記すべき。	家庭科においては、御指摘のとおり中学校との学習の継続や系統性、消費者、環境、経済などの生活実践に関わる内容を低学年で学習することは大変重要と考えておりますが、家庭科の科目の選択や教育課程の編成は、各学校の裁量により、生徒の実態、学科の特色や地域の実態等を十分考慮して適切に行われることとしています。なお、成年年齢の引き下げの議論も踏まえつつ、御指摘の点については必要に応じて検討してまいります。
69	家庭	家庭総合2C(1)のアの(ア)と(イ)に示す事項の構造が家庭基礎と異なっている。生徒の理解のしやすさや教師の指導のしやすさから構造を家庭基礎に揃えるなどしてはどうか。	家庭総合では、国民経済を扱う際に社会保障に着目しつつ個人のリスク管理を理解することとしていましたが、御指摘を踏まえ生徒の理解のしやすさの点から、「生涯を見通した生活における経済の管理や計画、リスク管理の考え方について理解を深め」るよう修正するとともに、家庭基礎の構造に合わせ「家計の構造」と「生活における経済と社会との関わり」を理解事項として示すよう併せて修正しました。
70	家庭	家庭総合3(1)イの「見通して」は、家庭基礎3(1)イの「生涯発達の視点」と表記が異なるが、目標の表現に照らすと家庭基礎の表現に揃えるべきではないかと。	生涯発達の視点とは、人の一生を見通しながら乳児期から高齢期までの各期の課題を達成しつつ発達していくという考え方であり、このことが明確となるよう御指摘を踏まえ「人の一生を生涯発達の視点で捉え」に修正しました。

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
71	家庭	家庭基礎、家庭総合ともにホームプロジェクト及び学校家庭クラブ活動の内容の取扱いにおいて、家庭や地域で行う実践的な活動であることが分かるよう記載してはどうか。	家庭基礎、家庭総合ともにホームプロジェクト及び学校家庭クラブ活動が、家庭や地域で行う実践的な活動であることが分かるよう御指摘を踏まえ、「実践的な活動を家庭や地域などで行うこと」を追記しました。
72	家庭	内容の取扱いにおいて、関連を図る教科の中から数学が削除されているが、現行同様示すべきではないか。	例えば、クレジットカードや住宅ローンの利用に伴う金利負担などについて、具体的な計算例を通して理解させることが必要であることから、御指摘のとおり関連を図る教科に「数学科」を加えました。
73	情報	情報Ⅰの内容の「情報通信ネットワークとデータの活用」につき、中学校数学では「データの活用」となっていることに合わせて、「情報通信ネットワークとデータの活用」とすべき。	御指摘のとおり、「情報通信ネットワークとデータの活用」に修正しました。
74	情報	情報セキュリティ及び情報に関する法規や制度をただ講義するだけでなく、「サイバーセキュリティ演習」を取り入れるべき。	今回の改訂では、各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いにおいて、「・・・情報と情報技術を活用して問題を発見し主体的、協働的に制作や討論等を行うことを通して解決策を考えるなどの探究的な学習活動の充実を図ること」としており、また、「各科目の目標及び内容等に即して、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を積極的に取り入れること」と規定しました。情報セキュリティや情報に関する法規や制度について取り扱う際にも、学校や生徒の実態等に応じて、探求的な学習活動や実践的な学習活動などが取り入れられるものと考えます。
75	情報	情報セキュリティの内容としてプライバシーや個人情報保護についてより詳しく取り扱うとともに、知的財産権や著作権についても情報科で明確に扱うべき。	今回の改訂では、各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱いについて、「知的財産や個人情報の保護と活用をはじめ、科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図ること」と規定しており、御指摘の点は踏まえていると考えます。なお、「情報モラル」には、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことなどが含まれています。
76	情報	情報発信の際のデザインについての指導内容が記載されていることは評価できるが、まだ十分とはいえない。だれにでも伝わるためのデザイン、「ユニバーサルデザイン」について明記すべき。	今回の改訂では、情報Ⅰの内容の取扱いの(3)において、「身近で具体的な情報デザインの例を基に、コンピュータなどを簡単に操作できるようにする工夫、年齢や障害の有無、言語などに関係なく全ての人にとって利用しやすくする工夫などを取り上げるものとする」と規定しており、御指摘の点は踏まえていると考えます。
77	理数	理数科については、限られた学校で開講されるものであり、「理数探究基礎」や「理数探究」は学校設定科目として設定すべきものであるため、各学科に共通する各教科として新設する必要はない。	中央教育審議会答申において、スーパーサイエンスハイスクールの成果等も踏まえ、将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、そのための基礎的な資質・能力を身に付けることができる数学・理科にわたる新たな探究的科目の設定が提言されたことを受けて、「理数探究基礎」と「理数探究」を新設しました。
78	専門教科	農業科の「農業経営」の「農業生産法人の運営及び経営」との記述について、2015年の農地法改正によって農業生産法人の名称は農地所有適格法人へと変更されたため、この農業生産法人との名称はもはや適切ではない。	御指摘のとおり、「農地所有適格法人」に修正しました。
79	専門教科	農業科の「測量」について、「国土空間データ基盤の概要について基礎的な内容を扱うこと」という部分は、取り上げる項目を明確化する観点から「我が国の地理空間情報の基盤である準天頂衛星「みちびき」及び基盤地図情報の概要について、基礎的な内容を扱うこと。」と修正すべき。	御指摘の点については、地理空間情報の現状を踏まえ「基盤地図情報の利用についても扱うこと」という表現に修正しました。

意見番号	該当箇所	意見内容	回答
80	専門教科	工業科に「船舶工学」を追加することについて、時宜を得た改訂案であり賛成である。	我が国の造船業や船用工業に必要な専門性を兼ね備えた人材を育成することは重要であるため、今回の改訂においては、船舶の建造などに必要な資質・能力を体系的・系統的に指導できるよう内容を構成し、教科「工業」に「船舶工学」を新設しました。
81	専門教科	工業科の「船舶工学」については、学校や地域の実態を踏まえて学校設定科目とすることで足りるのではないか。	
82	専門教科	工業科における実習は、学習方法を意味するものであり、科目として設けられている「実習」については削除すべき。	実習は工業教育の中核となるべきもので、今回の改訂においても引き続き重視することとしています。工業科に属する科目には、科目の目標を達成するために実習を通して理解させる科目とそうでない科目がありますが、各科目で学ぶ工業の各分野に関する知識、技術などを総合的に習得させることが、工業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を身に付けさせることとなることから、従前より「実習」を置いています。
83	専門教科	情報科の「情報セキュリティ」の「情報を扱う場所への入退出管理」について、セキュリティ管理を行う必要のある場所の入退室を管理するのであれば、「入退室管理」の方が適切ではないか。	御指摘を踏まえ、「情報を扱う場所の入退室管理」に修正しました。
84	専門教科	福祉科については、平成30年2月15日に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保委員会から示された介護福祉養成課程における教育内容の見直しを踏まえた修正を行うべき。	御指摘の点について、改訂案の公表後に社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会にて示された「介護福祉士養成課程における教育内容の見直し」を踏まえ、第1「社会福祉基礎」に「リーダーシップや組織の在り方などチームマネジメントについても扱うこと」及び「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の意義や役割について具体的に扱うこと」を規定しました。
85	特別活動	「社会奉仕の精神を養う」という記述があるが、一方的な「奉仕」は、主体的・対話的で深い学びの実現に反するものであり、社会をつくったり考えさせたりする内容を盛り込むべきである。	今回の改訂では、第5章特別活動の第3指導計画の作成と内容の取扱いの1の(1)において、「特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、より人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的・実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。」としています。
86	特別活動	選挙権年齢の引き下げや成人年齢引き下げの検討などを踏まえ、生徒の自発的・自治的な活動を制限することがないよう、特別活動の内容は大枠の例示にとどめるべき。	今回の改訂では、第5章特別活動の第1の目標において、「様々な集団活動に自主的・実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して」資質・能力の育成を目指すこととしています。 また、第3の2の内容の取扱いにおける配慮について、「ホームルーム活動及び生徒会活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、生徒の自発的・自治的な活動が効果的に展開されるようにすること」としており、生徒の自発的・自治的な活動が制限されるものではありません。
87	特別活動	生徒会活動については、「学校行事への協力」「計画の一部を担当」「教師の適切な指導の下」など限定的なものとはせず、主権者教育の充実を踏まえ、現行のように内容を簡潔に記し、生徒の主体的・自治的活動を支援するものとすべき。	御指摘の「学校行事への協力」「教師の適切な指導の下」については現行高等学校学習指導要領において、また、「計画の一部を担当」については現行高等学校学習指導要領解説特別活動編において、それぞれ記載しているものであり、今回の改訂において、生徒の自主的・実践的、自発的・自治的活動を制限するものではありません。